

投票方法

- ①投票所入場券を係員に渡します。(忘れた方は係員に申し出てください。)
- ②係員から交付される「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票の投票用紙(白色)の賛成の欄または反対の欄いずれかに○を記入し、投票箱に入れます。

投票用紙への記入方法

「中央公民館取り壊し」に賛成の場合

	○	
反 はん	賛 さん	<p>注 意</p> <p>一 「中央公民館取り壊し」に賛成の人は賛成の欄に、反対の人は反対の欄に○をつけてください。</p> <p>二 ○のほかは何も書かないでください。</p>
対 たい	成 せい	

(投票用紙見本)

「中央公民館取り壊し」に反対の場合

○		
反 はん	賛 さん	<p>注 意</p> <p>一 「中央公民館取り壊し」に賛成の人は賛成の欄に、反対の人は反対の欄に○をつけてください。</p> <p>二 ○のほかは何も書かないでください。</p>
対 たい	成 せい	

(投票用紙見本)

【こんな投票は無効です】

- ・○の記号以外の事項を記載したもの
- ・○の記号のほか、他事を記載したもの
- ・○の記号をみずから記載しないもの(ただし、代理投票を除く)
- ・○の記号を賛成、反対のいずれにも記載したもの
- ・○の記号を賛成、反対のいずれに記載したかわからないもの
- ・白紙投票
- ・所定の投票用紙を用いないもの

代理投票制度・点字投票について

お身体が不自由な方やケガをされている方など、自分で投票用紙に記入することができない方は、投票所の係員が代理で投票用紙に記入します。(付き添いの方が代理で記入することはできません。)また、目の不自由な方は点字投票をすることができます。希望される方は投票所の係員に申し出てください。